主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人君野順三の控訴趣意は末尾に添附した別紙記載のとおりで、これに対する 当裁判所の判断は、次のとおりである。

〈要旨〉第二点の(イ)について。公職選挙法第二百二十一条第一項第五号にいわゆる選挙運動者には議員候補者の為に投〈/要旨〉票取纒方の依頼を受けた者を包含しその者において右の依頼を承諾したと否とを問わないと解すべきは同法条の法意殊に同法条が交付の申込をも処罰していることに徴し疑を容れないところである。ところで、原判決は被告人は「C方において選挙運動者たる同人に対し自己のため投票取纒方を依頼し」と判示しているから、Cが被告人の選挙運動者であることは原判文上明らかである。論旨は理由がない。

第二点の(口)について。原判決の措辞は簡略に過ぎ、杜撰にそしりを免れないけれども、原判示第四の事実を挙示の証拠と対照して読めば、原判示選挙に立候補した被告人は自己の当選を得る目的を以てC方において選挙運動者たる同人に対し自己のため投票取纒方を依頼し同人に託して他の選挙人数名に供与せしめる意味にてその投票報酬に充てるべき金五千円を同人に交付した事実を認定判示したものであることが認められるから、結局所論のような理由不備の違法はない。論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に従い、主文のとおり、判決する。 (裁判長裁判官 平井林 裁判官 久利馨 裁判官 藤間忠顕)